

とみやま商販会員募集要項

(道の駅富楽里とみやま内飲食店舗用)

とみやま商販有限会社

道の駅富楽里とみやまの店舗増床に伴い、とみやま商販有限会社では、飲食スペース2店舗の会員（出店者）を下記の通り新たに募集致します。

記

1. 施設概要

- (1) 名称 道の駅富楽里とみやま
(2) 所在地 南房総市二部 2211

2. 応募資格

- (1) 南房総市に住所あるいは事業所を有している個人又は法人。
(2) 営業に必要な許可や免許を有していること。
(3) 過去の営業において、法令違反し罰則等を受けたことがないこと。
(4) 暴力団関係組織、またはその反社会的暴力活動を行う団体の関係者や、組織構成員ではないこと。

3. 応募スケジュール

項目	スケジュール
募集要項の公表	令和4年2月9日（水）
質問期間	令和4年2月10日（木）～令和4年2月20日（日）
参加申込書提出期間	令和4年2月10日（木）～令和4年3月10日（木）
企画提案書提出期間	令和4年3月11日（金）～令和4年3月31日（木）
企画提案審査	令和4年4月20日（水）※予備日令和4年4月21日（木）
優先候補者公表	令和4年4月20日（水） 但し審査が20日時点で終了しなかった場合は、審査終了日

4. 会員募集概要

(1) 応募条件等	①南房総市に住所あるいは事業所を有している個人又は法人であること。 ②南房総市らしい飲食メニューの提供ができること。 ③地域で収穫・生産された農水産物を優先して使用したメニューの提供ができること。 ④お客様に満足いただける食の提供・やすらいで頂く場・安心安全な地域の食材を紹介及び提供すること。
(2) 契約の相手方	とみやま商販(有)
(3) 出店場所	ハイウェイオアシス（高速）側フードコート（添付資料1）
(4) 店舗面積	約 19.92 m ²
(5) 使用料	市内者 月額 43,824 円税込み（2,200 円/m ² ）
(6) 契約期間	原則 2 年更新
(7) 経費負担等	管理費、直接経費、預かり金（※1～3）

※1 管理費

月額売上金額の 2.5%（見込み）

（指定管理者に委託する業務の実費となります。道の駅富楽里とみやまの指定口座に振り込んでいただきます。）

※2 直接経費

- ① 各店舗における水道光熱費および共益費は、使用量に応じて毎月出店者に別途負担願います。
- ② 店舗サイン等は、出店者負担となりますが、全体のイメージを乱さぬよう相談に応じて頂くようお願い致します。
- ③ 店舗内及びフロアの衛生管理費（清掃、グリストラップ、害虫駆除等）
- ④ 店舗内の安全管理費（防犯対策、利用者の安全確保対策、事故発生時の対応）
- ⑤ 営業に必要な什器、備品、使用する設備のメンテナンス費用など。

※3 預かり金

本契約に基づく債務を担保するため、本契約締結時に保証金として、月額賃料の 6 ヶ月分および原状に回復する費用を無利息の預かり金として徴収いたします。

5. 会員契約の条件

- (1) 南房総市内房商工会に所属すること。
- (2) 5 月から入会すること。
- (3) 市内の多様な農林水産資源の活用による都市等との交流及び市民・農林水産業生産者・商工業者相互の連携を図り、もって市産業の振興及び活力ある地域の形成に資すること。
- (4) 道の駅の設置目的を理解し管理運営やイベント等に対し協力的であること。

6. 営業にかかわる条件

(1) 営業日・営業時間

- ① 営業日：基本的には無休。
- ② 営業時間：平日 9：00～18：00、土日祝 8：30～18：00

設備メンテナンスによる臨時休業等、道の駅富楽里とみやまの方針に従って頂きます。

(2) 店舗の名称

店舗の名称は出店者が自由に定めることができますが、あらかじめ当社と協議していただき、当施設のイメージにあうよう要望いたします。

(3) 売上額の報告

道の駅富楽里とみやまの指定した日に、売り上げデータを提出していただきます。

(4) 店舗使用の留意事項

- ① 出店者は店舗をその目的（契約時の業種）以外の用途に使用できません。
- ② 出店者は最善の管理・注意をもって当該施設を維持管理するものとします。
- ③ 出店者は使用許可に基づく権利の全部または、一部を第三者に譲渡、転貸、担保に供し、または営業を委託、若しくは名義貸し等をする事はできません。
- ④ 出店者は店舗の営業にあたり、関係法令を遵守しなければなりません。
また、出店にあたり出店者自ら営業に必要な許可等を受けなければなりません。
- ⑤ 安全管理・衛生管理等については弊社および営業に係る関係機関から是正の指示や、指導があった場合は速やかに対応しなければなりません。
- ⑥ 出店者は接遇に関する研修ならびに従業員の教育をしなければなりません。
- ⑦ 出店者は施設利用者との間でトラブル等が発生した場合には、誠意をもって解決するよう努めなければなりません。また、弊社にその内容を書面で報告するとともに、事後に対応策等に関しても書面をもって報告しなければなりません。

(5) 損害賠償

- ① 出店者の責めに帰する理由により、当施設および店舗の全部または一部を焼失、または損傷した場合は出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ② 関係法令の遵守（この要項に定める事項を含む）、関係機関からの指示・指導および利用許可を履行しないため損害を与えた場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ③ 出店者の故意・過失を問わず店舗利用者に食中毒、不良品の販売等による損害を与えた場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ④ 出店者の故意・過失により休業となった期間における弊社の損失について保証していただきます。保証額については弊社と協議のうえ決定します。

(6) 契約の取り消しおよび変更

出店者が次の事項に該当した場合は契約期間内であっても、契約の取り消し、使用条件の変更または原状回復の義務が課せられる事があります。

その場合、出店者に損失が生じても弊社はその損失を補償いたしません。

- ・弊社との契約条件に違反した場合
- ・偽りその他不正な手段による契約の取り交わしが判明した場合

- ・店舗の売上額について虚偽の報告をした場合
- ・応募者の資格を満たしていない事が判明した場合
- ・法人、団体または個人にあつてはその代表者および役員等が次の事項に該当する場合

会社更生法、民事再生法に基づき更生または更生手続きが終了していない場合。
暴力団体関係組織またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者や組織構
成員である場合。

7. 撤退

(1) 出店者が店舗（道の駅富楽里とみやま）から撤退する場合

- ① 出店者が撤退を希望する場合は、撤退する6ヶ月前に申し出て頂きます。
- ② 撤退時には店舗を原状に回復していただきます。

8. 参加申込書の作成及び提出

応募を希望する者は次により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和4年2月10日（木）～令和4年3月10日（木）
午前9時00分～午後5時00分 ただし、最終日は正午までとする。
- (2) 提出方法 封筒に入れ封印し、持参又は郵送（一般書留、当日の消印有効）の方法によること。なお、期限を過ぎて持参したものについては受付しない。
- (3) 提出書類 参加申込書(様式1から3) 1部
- (4) 提出場所 〒299-2214 南房総市二部 2211
道の駅富楽里とみやま内 とみやま商販(有)あて
封筒表面に、「参加申込書」と朱書きにて記載すること。

9. 企画提案書の作成及び提出

応募を希望する者は次により企画提案書提出届及び企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和4年3月11日（金）～令和4年3月31日（木）
午前9時00分～午後5時00分 ただし、最終日は正午までとする。
- (2) 提出方法 封筒に入れ封印し、持参又は郵送（一般書留、当日の消印有効）の方法によること。なお、期限を過ぎて持参したものについては受付しない。
- (3) 提出書類
 - ・企画提案書提出届(様式4) 1部
 - ・企画提案書(様式5) 7部
- (4) 提出場所 〒299-2214 南房総市二部 2211
道の駅富楽里とみやま内 とみやま商販(有)あて
封筒表面に、「企画提案書」と朱書きにて記載すること。
※応募者から提出のあった企画提案書について、提案内容の漏えい、き損及びその取扱いに十分注意することとし、不採用のとなった企画提案書については、破棄いたします。

10. 問い合わせ先

ご質問はメールにてお問い合わせください。

とみやま商販メールアドレス tomiyamashouhan@gmail.com